

ライブハウスでのライブイベント実施の可否について（6月21日～7月11日）【措置区域】

飲食店許可なし		飲食店許可あり			
<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡超の施設：時短要請（～20時）（§24IX） ・1,000㎡以下の施設：時短（～20時）（協力依頼） ・酒類持込を認めないことを要請（§24IX） ・特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施（§24IX） ・業種別ガイドライン遵守（§24IX） 		<ul style="list-style-type: none"> ・時短要請（～20時）（§31の6 I） ・酒類提供の停止要請（§24IX）※6 ・酒類持込を認めないことを要請（§24IX）※6 ・特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施（§31の6 I） ・業種別ガイドライン遵守（§24IX） 			
無観客イベント、無観客使用 ※1、※2	有観客イベント、有観客使用 ※3	無観客イベント、無観客使用 ※1、※2		有観客イベント、有観客使用 ※3	
○ 時間制限なし	飲食持込あり ※4	○ 時間制限なし		飲食提供あり ※4	飲食提供なし
	飲食持込なし			～20時	～21時 ※5

- ※1 イベント主催者、出演者等（バンド等）、施設関連業務従事者や、配信等に必要な演奏・撮影・運営等に関わる人を幅広く解釈し、実質的な有観客でのイベント開催を行うことは認められない点に留意すること。
- ※2 イベント主催者、出演者等（バンド等）、施設関連業務従事者や、配信等に必要な演奏・撮影・運営等に関わる人への酒類・食べ物の提供、販売、酒類の持込は、飲食店等に対する要請の趣旨を踏まえ、自粛すること（ただし、例えば、出演者に弁当等を提供することや、スタッフにいわゆる「まかない飯」等を提供することなどは、それが飲食店としての外形を有しない限度で、差し支えないものとする。）
- ※3 イベント主催者に対し、人数上限：5,000人かつ収容率：大声なし100%/大声あり50%以内で開催、時短（～21時）、業種別ガイドラインの遵守を要請（§24IX）
- ※4 20時までに飲食の提供を終了したとしても、継続して21時まで有観客イベント、有観客使用を実施することはできない。
- ※5 21時までイベント、営業を実施するためには、①一切飲食提供を行わないか、②20時までに飲食利用者を一度退場させ、改めて観客を入場させたうえで、飲食を提供せずに実施することが必要
- ※6 **ただし、国の定める「基本4項目」（★1）を遵守している店舗（★2）について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする**
 ①同一グループの入店：2人以内、②酒類提供の時間：11時から19時までの間、③利用者の滞在時間：90分以内
★1 ①アクリル板等（パーティション）の設置又は座席、観客の間隔の確保、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底
★2 ①「東京都対策項目チェックリスト」に記載の感染防止対策を実施し、②①のチェックリストを店頭の見やすい場所に掲示している店舗

- <チェックリストの内容>
- 東京都事業者向け感染拡大防止ガイドラインの感染防止対策を実施し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していること
 - コロナ対策リーダーを設置し、研修を受講・修了していること ●アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保をしていること
 - 手指消毒の徹底をしていること ●食事中以外のマスク着用の推奨をしていること ●換気の徹底の感染防止対策をしていること
 - 酒類提供時の入店制限等をしていること